



令和3年度 補助事業等実績報告書

令和4年4月30日

函館市長 工藤 壽樹 様

補助事業者等 住所 函館市若松町33番6号
氏名または団体名 一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会
および代表者氏名 会長 佐藤 秀 臣

補助事業等の名称 一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会運営事業

令和3年4月1日函福障をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、
令和4年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額	金1,000,000円
補助金等領収済額	金1,000,000円
補助金等領収未済額	金 0円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成15年4月1日
	構 成 員 11団体389名
	営む主な事業 身体障害者の福祉向上のための各種事業の実施
補助事業等の内容	障害者の文化活動および社会参加活動を実施し、障害者同士の交流や社会参加活動の促進を図った（別紙事業報告書参照）。
補助事業等の実施による効果	当会を構成する11団体との連携を図り、障害者の文化活動や社会参加事業を行うなど、個々に持つ障害を越えて各事業に協力し合い、事業を円滑に進めることで身体障害者の自立の向上と団結および社会参加への意欲を高めることができた。
備 考	《構成団体》 函館肢体障害者福祉協会、一般社団法人函館視覚障害者福祉協議会、函館聴覚障がい者協会、函館市戸井地区身体障害者福祉協会、函館市恵山地区身体障害者福祉協会、函館市南茅部地区身体障害者福祉協会、函館肢体不自由児者父母の会、函館中途失聴者・難聴者協会、NPO法人おはよう共同作業所、NPO法人軽食喫茶ピュア、就労継続支援B型事業所コロポックルはこだて

- 注)
1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. 工事の施行を伴う場合は、その実施設計書および図面を添付すること。
 4. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助事業等の収支決算書

収入の部

単位:円

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増	減	内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業			
基本財産運用収入	1,000	1,000	3	3	997	997	定期預金利息
入会金収入	2,000	2,000	0	0	2,000	2,000	
会費収入	125,000	125,000	116,700	116,700	8,300	8,300	300円×389名
補助金等収入	1,503,000	1,503,000	1,443,000	1,443,000	60,000	60,000	
函館市補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	
函館市社協事業助成金	153,000	153,000	143,000	143,000	10,000	10,000	福祉大会113, 相談員研修会30
相馬報恩会助成金	300,000	300,000	300,000	300,000	0	0	
北身協助成金	50,000	50,000	0	0	50,000	50,000	全道大会開催中止
社会参加促進事業収入	1,650,000	0	1,173,587	0	476,413	0	
自動販売機設置事業	1,500,000	0	1,082,140	0	417,860	0	12台
クリーニング店取次事業	150,000	0	91,447	0	58,553	0	市役所地下売店
雑収入	9,000	9,000	13,035	13,035	▲ 4,035	▲ 4,035	
日身連等物資斡旋手数料	5,000	5,000	0	0	5,000	5,000	
利息収入	1,000	1,000	35	35	965	965	利息
雑収入	3,000	3,000	13,000	13,000	▲ 10,000	▲ 10,000	損害賠償保険更新に伴う返戻金
基本財産取崩収入	3,674,000	1,674,000	1,700,000	711,388	1,974,000	962,612	
この福祉支援基金繰入金収入	0	0	1,000,000	0	▲ 1,000,000	0	この福祉支援基金から繰入
前期繰越金収入	0	0	0	0	0	0	
合 計	6,964,000	3,314,000	5,446,325	2,284,126	1,517,675	1,029,874	

支出の部

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増	減	内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業			
1事業費	2,277,000	730,000	1,431,615	620,923	845,385	109,077	
主催・共催事業支出	1,787,000	730,000	1,086,620	620,923	700,380	109,077	
函館市身体障害者福祉大会費	280,000	280,000	133,655	76,374	146,345	203,626	第67回大会表彰式のみ開催
レクリエーション・スポーツ大会費	200,000	200,000	0	0	200,000	200,000	第40回大会開催中止
全道障害者福祉大会派遣費	250,000	250,000	0	0	250,000	250,000	開催中止
北海道障害者スポーツ大会派遣補助	75,000	0	0	0	75,000	0	開催中止
身体障害者相談員研修会費	60,000	0	38,855	22,202	21,145	▲ 22,202	
加盟団体会員研修会費	912,000	0	912,000	521,142	0	▲ 521,142	11団体
在宅障害者製作作品展示会支出	10,000	0	2,110	1,205	7,890	▲ 1,205	開催中止
社会参加促進事業支出	490,000	0	344,995	0	145,005	0	
光熱水費	360,000	0	234,350	0	125,650	0	競輪売店、自販機
負担金	125,000	0	105,600	0	19,400	0	自販機施設使用料
租税公課	4,000	0	4,000	0	0	0	契約用印紙
事業費雑費	1,000	0	1,045	0	▲ 45	0	銀行振込手数料
2管理費	4,687,000	2,584,000	4,121,948	1,663,203	565,052	920,797	
人件費	3,346,000	1,346,000	2,943,635	1,181,123	402,365	164,877	
給料・諸手当	2,946,000	946,000	2,562,920	1,028,363	383,080	▲ 82,363	事務局長、事務員2名
法定福利費	400,000	400,000	380,715	152,760	19,285	247,240	社会保険料
通信運搬費	140,000	140,000	167,684	69,169	▲ 27,684	70,831	電話料、郵送料
借料損料	219,000	219,000	217,776	89,832	1,224	129,168	リース料(Fax付複写機、パソコン)
印刷製本費	130,000	130,000	86,636	35,737	43,364	94,263	コピー印刷等
会議費	150,000	120,000	98,500	40,631	51,500	79,369	総会、理事会、三役会議、検討委員会
負担金	219,000	219,000	219,835	90,337	▲ 835	128,663	北身協会費、事務室使用負担金等
旅費交通費	70,000	70,000	35,432	14,615	34,568	55,385	旅費、ガソリン代
慶弔費	40,000	0	20,000	0	20,000	0	慶弔費
福利厚生費	27,000	27,000	0	0	27,000	27,000	
租税公課	100,000	100,000	90,900	37,496	9,100	62,504	法人市民税60,000、法人道民税20,000、印紙代10,900
保守修繕費	54,000	38,000	55,000	25,000	▲ 1,000	13,000	パソコンソフト保守料
委託料	54,000	37,000	55,000	25,000	▲ 1,000	12,000	税理士55,000

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
消耗品費	15,000	15,000	31,735	13,090	▲ 16,735	1,910	事務用品
退職給付積立	73,000	73,000	72,500	29,906	500	43,094	退職金積立72,500
什器備品	10,000	10,000	0	0	10,000	10,000	
雑費	40,000	40,000	27,315	11,267	12,685	28,733	
合 計	6,964,000	3,314,000	5,553,563	2,284,126	1,410,437	1,029,874	

※実績報告の場合 収支差引額 ▲ 107,238 円

補助対象事業収支 0 円

- (注) 1. この様式は、補助金等の交付申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
3. 金額の単位は、申請の場合は「千円」、実績の場合は「円」とすること。
4. 内訳には、金額の算定基礎その他必要な事項を記載すること。
5. その他必要と認められた書類を添付すること。